

## 公共工事設計労務単価に係る特例措置等の運用について

このことについて、令和3年3月1日の労務単価の改定に伴い、下記のとおり公共工事設計労務単価に係る特例措置等を運用することとしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1 特例措置

本市が発注した建設工事等で、令和3年3月1日以降に新規に契約締結を行うものうち、旧労務単価を適用して積算しているものについては、工事請負契約約款等の規定に基づき、受注者等は、令和3年3月から適用する新労務単価に基づく請負代金額等に変更の協議を請求することができます。

#### 2 対象

令和3年3月1日以降に契約を行う建設工事等のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算したもの

#### 3 請負金額の変更

変更後の請負代金額については、次の方式により算出します。

変更後の請負代金額 = P新 × K

P新：新労務単価により積算された予定価格

K：当初契約の請負比率

#### 4 変更の協議の請求先

当該契約の発注担当課

#### 5 留意事項

請負代金額が変更された場合は、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負金額の見直しや、技術労働者への賃金水準の引上げ等について適切な対応をお願いします。

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置に基づき変更協議請求書

年 月 日

館山市長 様

住 所  
商号又は名称  
代表者名

令和 年 月 日付けで契約締結した下記の契約について、令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価等の改定に伴う特例措置に基づき、請負代金額の変更について協議を請求します。

なお、新労務単価に係る契約金額の変更が行われた場合には、技能労働者の賃金の見直し等を行います。また、下請企業についても社会保険料を含めた適正金額の下請契約を行うことを誓約いたします。

記

工事名	
工事場所	
契約日	令和 年 月 日
工期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
請負代金額	円